

# 川崎市日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「施設」という。）の認定及び日常生活上の支援の委託の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (認定の申請)

第2条 法第30条第1項ただし書の規定による認定を受けようとする者は、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号。以下「省令」という。）第2条第1項の規定に基づき、「日常生活支援住居施設認定申請書（第1号様式）」を市長に提出しなければならない。

## (認定の通知)

第3条 市長は、省令第2条第1項の規定による認定の申請について、省令で定める要件を満たしていると認められる場合は、申請者に対し、「日常生活支援住居施設認定通知書（第2号様式）」により通知するものとする。

2 市長は、省令第2条第1項の規定に基づく認定の申請について、省令で定める要件を満たしていないと認められる場合は、申請者に対し、「日常生活支援住居施設不認定通知書（第3号様式）」により通知するものとする。

## (変更の届出)

第4条 施設設置者は、省令第2条第1項の規定により届け出た事項に変更があったときは、10日以内に、「日常生活支援住居施設変更届（第4号様式）」を市長に提出しなければならない。

## (辞退の届出)

第5条 施設設置者は、省令第5条第1項の規定により認定を辞退するときは

、認定を辞退する日の３月前までに、「日常生活支援住居施設認定辞退届（第５号様式）」を市長に提出しなければならない。

（加算の申請等）

第６条 施設設置者は、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成２０年３月３１日厚生労働省発社援第０３３１０１１号厚生労働事務次官通知。以下「支弁基準通知」という。）５（１）の支援体制加算及び宿直体制加算、居宅移行支援加算の対象となることを希望するときは、加算の算定要件を満たしたとき及び毎年度当初に、「日常生活支援委託事務費に係る各種加算認定申請書（第６号様式）」を市長に提出しなければならない。

２ 施設設置者は、支援体制加算、宿直体制加算、居宅移行支援加算の算定要件を満たさなくなったときは、速やかに「日常生活支援委託事務費に係る各種加算申請書（第６号様式）」を市長に提出しなければならない。

（日常生活支援委託事務費支弁基準額の設定）

第７条 市長は、支弁基準通知及び「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」（令和２年４月３日社援保発第０４０３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、毎年度、施設ごとに日常生活支援委託事務費支弁基準額を設定し、施設設置者に対し、「日常生活支援委託事務費支弁基準額設定通知書（第７号様式）」により通知するものとする。

２ 市長は、施設の入所定員に変更があった場合であって、日常生活支援委託事務費支弁基準額が変更になるときは、施設設置者に対し、「日常生活支援委託事務費支弁基準額設定通知書（第７号様式）」により通知するものとする。

（認定の取消し等）

第8条 市長は、省令第6条第1項の規定により認定の取消し又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力の停止を行うときは、施設設置者に対し、「日常生活支援住居施設認定取消等通知書（第8号様式）」により通知するものとする。

（日常生活上の支援の委託）

第9条 福祉事務所長は、法第30条第1項ただし書の規定により、法第6条第1項の被保護者が入所を希望する施設に日常生活上の支援を委託するときは、施設管理者に対し、「日常生活支援の委託について（依頼）（第9号様式）」により依頼するものとする。

2 施設管理者は、前項による委託依頼を受けたときは、当該委託依頼に関する受託の可否について、福祉事務所長に対し、「日常生活支援の委託について（回答）（第10号様式）」により通知しなければならない。

（日常生活支援委託事務費の請求及び支払い）

第10条 施設設置者は、各月毎の日常生活支援に係る委託事務費について、福祉事務所長に対し、「日常生活支援委託事務費請求書（第11号様式）」により当該月の翌月10日までに請求するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、施設の認定及び日常生活上の支援の委託の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第9条及び第10条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。